

第12回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日 時

令和7年11月4日（火）午前10時30分～午前11時45分

2 場 所

鹿児島県青少年会館 3階 洋会議室

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，寺尾委員（Web），中島委員（Web）

4 会議に付した事案

令和7年度廃棄予定公文書について

5 議事の概要

令和7年度廃棄予定公文書について

公文書管理条例に基づく委員会への意見聴取として、令和7年度廃棄予定公文書について事務局が説明し、以下の質疑応答があった。

また、委員会当日欠席となった有迫委員から事前に伺った意見の紹介を、事務局から行った。

廃棄予定公文書について、今回意見聴取のあった文書は2件を除き、歴史公文書に該当せず、廃棄は適当であるとして、委員会の意見を取りまとめた。

○ 有迫委員からの意見（事務局が代理で発言）

公文書の管理に関して質問したい。

1点目は、公文書の管理状況に関する定期的な監査や評価は実施されているのか。

2点目は、公文書管理における課題や改善点について、事務局はどのように認識しているのか。

3点目は、公文書のデジタル化推進の状況や今後の計画について。

4点目は、他の自治体や国の公文書管理の取り組みを参考にしている点について。

⇒（事務局回答）

1点目の「公文書の管理状況に関する定期的な監査や評価の実施」については、副総括文書管理者である学事法制課長は、公文書管理規程第4条第3項に基づき、各所属5年に1度を目安に文書管理状況を調査する文書管理等確認調査を実施している。

2点目の「公文書管理における課題や改善点について、事務局はどのように認識しているのか。」については、文書管理等確認調査において、複数の課で同じ指摘が見受けられる場合があり、公文書管理に関する職員の意識向上が課題であると認識している。また、文書管理システムに関する指摘も多く見受けられることから、文書管理システムの習熟等も課題であると認識している。

3点目の「公文書のデジタル化推進の状況や今後の計画」については、文書管理システム導入以降の起案等は文書管理システムを利用して起案することとなっており、一定程度の電子化が進んでいると認識している。また、文書管理システム導入以前の公文書のデジタル化については、今後検討を進めていかなければならない課題であると認識しており、他県の例も参考に対応を検討してまいりたい。

4点目の「他の自治体や国の公文書管理の取り組みを参考にしている点」については、鹿児島県公文書等の管理に関する条例制定時に、先行して条例を制定していた他県の状況を参考に条例案の作成を行ったこと、公文書管理委員会設置後については中島委員が委員に就任してくださったため、国や他県の状況を踏まえた意見をいただいていると認識している。

○ 寺尾委員

鹿児島県道路公社の「道路占用許可」と「地籍調査境界立会」の文書について、いずれも個人の財産に関する文書かと思受けられる。

今回、保存期間10年で廃棄とされているが、その妥当性について確認したい。

⇒（事務局）

改めて公社に確認したところ、「道路占有許可」のファイルは、「公社の財産に関する書類であり、公社管理の道路等に工作物を設置するための占用申請に関する許可書類である。占有許可年数は、占有許可申請の内容によって異なるが、最大10年であることから、保存期間について10年と設定しており、占有許可が満了した申請書類のみが綴られている。」との回答があり、事務局としても廃棄は妥当であると判断している。

「地籍調査境界立会」のファイルについては、公社から、内容を再度精査したいため、今回の廃棄予定公文書から取り下げたい旨の連絡があったことから、今回の対象公文書から除外したい。

○ 中島委員

新型コロナに関するもので、「かごしま地域塾活動状況（新型コロナウイルス関係）」及び「係総括（新型コロナウイルス関係）①」について、名称及び概要の記載からファイルの内容や位置付けが理解できないため、具体的に説明願いたい。

また、「世界文化遺産関係」について、名称及び概要の記載からファイルの内容や位置付けが理解できないため、具体的に説明願いたい。

⇒（事務局）

ご指摘があった文書について、改めて公文書の内容を各所属に確認した。

「係総括（新型コロナウイルス関係）①」のファイルについては、各所属から共有のあった資料や通知が保存されている公文書ファイルとのことであった。

「世界文化遺産関係」のファイルについては、世界文化遺産課が主催した『『明治日本産業革命遺産 九州・山口と関連地域』登録前に関係部署を集めた会議』での資料とのことであった。

いずれの公文書も、保管している所属で作成されたものではないことから、事務局としても「廃棄」が妥当と判断している。

「かごしま地域塾活動状況（新型コロナウイルス関係）」のファイルについては、鹿児島の教育的風土や伝統を生かして子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の、コロナ禍における活動状況の調査結果のとりまとめであり、「移管」に変更したい旨の連絡があったことから、今回の廃棄公文書から除外したい。

○ 黒沢委員

保管文書と保存文書の違いについて説明をお願いしたい。

⇒ (事務局)

保管文書は各所属の事務室内で保管されているものである。

保存文書については、本庁であれば学事法制課に、出先機関においては文書主任に引継がれ、文書庫等で保存されているものである。

○ 黒沢委員

「酸性雨モニタリング（土壌・植生）調査」のファイルについて、保存期間10年での廃棄の妥当性について確認したい。

⇒ (事務局)

改めて所属に確認したところ、「国からの委託による調査で、当該文書は当課の控えとしての文書であり、原本は国で取りまとめて公表・保管しているため、保存期間経過後の破棄に問題はないものと考えている。」との回答があった。

原本について国で公表・保管されていることから、事務局としても「廃棄」が妥当と判断している。

○ 寺尾委員

電子ファイルについて、改めて確認したい。

1点目は、読み取り専用に変更されるなどの改ざん防止措置が、どのタイミングでなされるのか。

2点目は、紙媒体の資料であれば多彩な付属情報があったと思うが、電子ファイルの場合はどのような形で付属情報が保存されているのか。

3点目は、保存期間満了時の廃棄の取扱いについて、電子媒体の場合は完全消去で、複製やバックアップは保存されないのか。

4点目は、電子公文書について、システム障害や大規模災害などによるデータ消失が心配である。現行で、バックアップ体制や保存サーバーの冗長化はどのようになっているか。

5点目は、電子メールの扱いについて、運用ルールの定めがあるか。

⇒ (事務局)

1点目の「電子ファイルの改ざん防止措置がとられるタイミングについて」は、文書管理システムによる起案は、起案が決裁になり、確定処理を行った後は、編集が不可能となる。

同システムによる回覧を行った文書については、回覧先に設定されている全職員が回覧を終えたタイミング、又は回覧者が回覧完了の処理を行った後は、編集が不可能となる。

2点目の「電子ファイルの作成者・作成日時等の付属情報の記録・保存方法について」は、同システムでは、收受・回覧・起案の登録時に日付（作成日）、起案作業を行った者及び保存先のフォルダ情報を設定することとなっている。

修正指示や補足説明が必要な場合は、起案者・承認者のどちらもコメントを残すことができ、その情報についてもその他の情報と同様に保存されることとなっている。

3点目の「電子ファイルの保存期間満了後の取扱いについて」は、同システム上の電子公文書で、公文書管理委員会において、歴史公文書に該当せずに廃棄相当であると判断されたものについては、同システム上では廃棄処理完了後完全に削除される。

4点目の「システム障害・災害時のデータ消失防止のための体制について」は、3種類のバックアップ設計を構築しており、バックアップデータに関しては、遠隔地への複写や、仮想化基盤の環境を利用して運用している。

5点目の「電子メールの保存・廃棄の運用ルールについて」は、意思決定に係るメールは、同システムでの起案時に添付することとしており、各文書に設定される保存期間に応じて、同システム内で保管されることとなっている。

各文書の保存期間満了後は、選別作業を行い、廃棄と判断されたものについては、公文書管理委員会での意見聴取を行った後、他の添付文書と同様に廃棄されることとなる。

6 鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について

健康保険証の廃止に伴い、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則」を改正することについて、事務局から報告を行った。

7 他県の公文書館の現地調査結果について

公文書館設置に向けた検討の参考とするために、他県の公文書館の現地調査を実施した結果を報告し、以下の意見が寄せられた。

○ 寺尾委員

鹿児島県では、私文書の扱いが明確になっていない。

黎明館が受け付けてはいるが、博物館であるが故に、情報が積極的に公開されておらず、学芸員の人的つながりで調査をしている。

公文書が基本だが、私文書についても併せて考える必要があるのではないか。

⇒（米田委員長）

公文書の定義に当てはまるものだけという狭い見地ではなく、歴史をどう保存するかという広い見地から見たときに、私文書をどうするかということも、取りこぼしのないよう、前向きに広い視野を持って扱うことが必要である。

他県の公文書館がある上で、最後に公文書館を作るため、先端性を持ち、次の未来に向けての見通しを持った公文書館であって欲しい。

⇒（中島委員）

「幅広く私文書を含めた歴史資料を」という話も大切なことではあるが、公文書を適切に管理し、利用提供できるようにしていくことが、公文書館の第一の目的であるため、そこを大事にしてもらいたい。

議論の中で、鹿児島県に公文書館がないということだけが非常に強調されるが、鹿児島県は既に「公文書等の管理に関する条例」があり、特定歴史公文書の利用に係る権利・義務の関係が制度的に手当てされていることをしっかりと打ち出して欲しい。

専門職員については、人事制度やその運用と関わりがあるので、そういった観点も含めて、他県の状況などを引き続き調査し、鹿児島県にとって最も望ましく、

かつ、実現可能性のある仕組みを検討してもらいたい。

8 その他

次回は、令和7年12月下旬頃に開催予定。